

新潟県肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する要綱

(目的)

第1条 この要綱は、新潟県肝炎コーディネーター（以下「肝炎コーディネーター」という。）を養成し、県民への肝炎医療に関する普及啓発、肝炎ウイルスの感染者や肝炎患者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）、その家族への情報提供等の支援に活用することにより、新潟県の肝炎対策を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 肝炎コーディネーターとは、新潟県肝炎医療コーディネーター（以下「肝炎医療コーディネーター」という。）と新潟県肝炎対策コーディネーター（以下「肝炎対策コーディネーター」という。）を総称したものという。

- 2 肝炎医療コーディネーターとは、医療機関（歯科診療所を含む）、薬局又は検診機関に所属する者で、第5条第1項に規定する養成研修を修了した者をいう。
- 3 肝炎対策コーディネーターとは、保健所又は市町村の肝炎対策等担当者、民間企業又は医療保険者等の職域機関の健康管理担当者、肝炎患者等又はその家族その他肝炎の予防及び肝炎患者等の支援に意欲を有する者で、第5条第1項に規定する養成研修を修了した者をいう。

(基本的な役割)

第3条 肝炎コーディネーターは、第5条第3項の規定による認定を受けて、肝炎患者等が適切な肝炎医療や支援を受けられるように、医療機関、行政機関、地域や職域等の関係者間の橋渡しを行い、肝炎ウイルス検査の受検、検査陽性者の早期の受診、肝炎患者等の継続的な受療、肝硬変や肝がんへの移行予防等が促進され、行政機関や医療機関によるフォローアップが円滑に行われるようすることを基本的な役割とする。

- 2 肝炎コーディネーターは、前項に規定する基本的な役割を果たすため、相互に連携し、補完し合うものとする。

(活動内容)

第4条 肝炎医療コーディネーターの主な活動内容は、配置される機関に応じて、次に掲げるとおりとする。

- ア 肝炎の検査や治療に関する情報提供及び相談助言
 - イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
 - ウ 肝臓病教室実施や公開講座等への参加
 - エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動
- 2 肝炎対策コーディネーターの主な活動内容は、配置される機関に応じて、それぞ

れ次に掲げるとおりとする。

(1) 保健所又は市町村の肝炎対策等担当部署

- ア 肝炎対策に関する情報提供及び普及啓発
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内
- ウ 肝炎ウイルス検査の受検勧奨及び肝炎患者等への受診勧奨
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(2) 民間企業、医療保険者等の職域機関

- ア 事業主、人事管理部門、従業員に対する普及啓発
- イ 職域の健康診断等における肝炎ウイルス検査の受検案内
- ウ 肝炎患者等が治療を受けながら仕事を続けるための職場環境の整備
- エ アからウまでのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(3) (1) 及び (2) の機関以外

- ア 肝炎ウイルス検査の受検や肝炎患者等への理解の促進のための住民等に対する普及啓発
- イ 肝炎患者等を支援するための制度や窓口の案内、傾聴や体験談等を通じた精神的支援
- ウ ア及びイのほか、前条第1項に規定する基本的な役割を果たすために必要な活動

(養成及び認定)

第5条 県は、肝炎コーディネーターが県内の全ての肝疾患診療連携拠点病院、肝疾患診療協力病院並びに保健所及び市町村の肝炎対策担当部署等に配置されるほか、身近な地域や職域などの領域にも配置されるよう、これらの関係機関の協力を得て、肝炎コーディネーターの養成研修を行うものとする。

2 前項に規定する養成研修の内容は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 肝疾患に関する基本的な知識
- (2) 肝炎患者等に係る支援制度
- (3) 県の肝炎対策
- (4) 地域の肝疾患診療連携体制
- (5) 肝炎コーディネーターに期待される役割、心構え
- (6) 肝炎コーディネーターの具体的な活動事例

3 知事は、県が実施する養成研修を修了した者を第2条の規定により肝炎医療コーディネーター又は肝炎対策コーディネーターとして認定するものとする。

4 知事は、第3項の規定により肝炎医療コーディネーターまたは肝炎対策コーディネーターの認定を行ったときは、認定証及び認定バッジ等を交付し、肝炎コーディネーター名簿に登録を行うものとする。

5 知事は、肝炎コーディネーターが次のいずれかに該当すると認めたときは、第3

項の規定による認定を取り消し、前項に規定する名簿から登録を抹消する。

- (1) 肝炎コーディネーターとして不適切な行為を行ったとき
- (2) 疾病その他の理由により肝炎コーディネーターとして活動することが困難になったとき
- (3) 本人から認定取消の申し出があったとき

(認定の有効期間)

第6条 第5条第3項の規定による認定の有効期間は、認定を受けた日から5年となる日の属する年度の末日までとする。

- 2 前項に規定する有効期間は、その有効期間内に第7条第1項に規定する研修会を修了することで更新できるものとする。この場合において、更新後の有効期間は、第7条第1項に規定する研修会を修了した日から5年となる日の属する年度の末日とする。
- 3 前項の規定により更新した有効期間を再度更新する場合も、同項の規定を適用する。

(技能向上及び活動支援)

第7条 県は、肝炎コーディネーター等に対する研修会の開催及び情報提供等を実施し、継続的な技能の向上と相互の連携の強化を図り、その活動を支援するものとする。

- 2 県は、肝炎コーディネーターの活動内容や配置されている医療機関等のリストを、県や拠点病院のホームページへの掲載等により周知を図るものとする。

(守秘義務)

第8条 肝炎コーディネーターは、正当な理由なく、その活動を通じて知り得た秘密を漏らしてはならない。第5条第5項の規定により認定を取り消された後も同様とする。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、肝炎コーディネーターの養成及び活用に関する取組について必要な事項は、別に定める。

附 則

- 1 この要綱は、令和7年12月1日から施行する。
- 2 平成23年度から令和7年11月末までの肝炎医療コーディネーター養成研修を修了した者については、第6条第1項の規定にかかわらず、認定の有効期間を令和11年度末日までとする。